

○八峰町ミニデイサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要項は、八峰町塙川健康センター等（以下「センター等」という。）において、家に閉じこもりがちな高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、通所の方法により各種のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を促し、要介護状態の予防を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 八峰町ミニデイサービス事業（以下「事業」という。）の実施主体は、社会福祉法人八峰町社会福祉協議会とする。

(対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、八峰町に居住するおおむね65歳以上の在宅の虚弱・ひとり暮らし等の高齢者及び心身機能の低下や、閉じこもりの傾向にあると判断された者とする。ただし、介護保険制度による要介護認定の結果が要支援または要介護と判定され、居宅（住宅改修を除く）・施設・地域密着型サービスを利用する者は除く。

(事業の内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給食サービス
- (2) 生活指導
- (3) 日常動作訓練
- (4) 趣味活動
- (5) レクリエーション活動
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎サービス

(事業の実施)

第5条 この事業の実施にあたっては、年間の事業計画を定めるとともに、月間の事業計画を定め、本要綱に定めた事業を計画的に実施するものとする。

(利用の申請及び決定)

第6条 この事業を利用とする者（以下「申請者」という。）は、八峰町ミニデイサービス事業利用申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請があったときは、速やかに利用の要否を決定し、八峰町ミニデイサービス事業決定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

(利用料)

第7条 この事業の利用者は、利用料として、1日につき700円を負担するものとする。ただし、事業の内容によっては利用料の額を変更することができる。

(利用時間)

第8条 センターの利用時間は、火曜日午前10時から午後3時までとする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(関係機関との連携)

第9条 実施主体は、この事業を行うため、福祉懇談会委員、福祉員、ボランティア等との連携を密にし、円滑な運営をはかる。

(利用辞退の届出)

第10条 申請者は、第4条に規定する事業の供与を必要としなくなったときは、八峰町ミニデイサービス事業利用辞退届出書（様式第3号）により、会長に届出なければならない。

(利用の取り消し)

第11条 会長は、利用者が次の各号の何れかに該当することになったときは、利用を取り消すものとする。

- (1) 死亡又は町外へ転出したとき。
- (2) 入院等により3ヶ月以上引き続き利用しなかったとき。
- (3) その他利用を不適当と認めたとき。

2 会長は、前項の規定により利用を取り消したときは、八峰町ミニデイサービス事業利用取消通知書（様式第4号）により申請者にその旨を通知するものとする。

(安全の確保)

第12条 この事業の従事者は、常に利用者の安全確保に十分に配慮し、業務を遂行する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

平成26年4月1日一部改正

平成26年8月27日一部改正（利用対象者の拡大）